

**筑西広域市町村圏事務組合
公共施設等総合管理計画**

令和2年3月

筑西広域市町村圏事務組合

目 次

1. はじめに	1
1-1 計画策定の背景と目的	1
1-2 本計画の位置づけ	1
1-3 計画期間	2
2. 現況と人口推移等の把握	3
2-1 本組合の沿革	3
2-2 事務概要	5
2-3 人口の現状と見通し	6
2-4 財政の状況と見通し	8
(1) 歳入	8
(2) 歳出	9
3. 公共施設等の状況の整理	10
3-1 施設の保有状況	10
3-2 施設の老朽化、耐震化の状況	11
4. 関連計画の整理	12
5. 維持管理・修繕・更新に係る中長期的な経費の見込み等把握	19
5-1 公共施設等の将来の更新等費用の見通し	19
5-2 現況や課題に関する基本認識	20
6. 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	21
6-1 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する取組の方向性	21
6-2 公共施設の管理に関する基本的な考え方	22
(1) 点検・診断等の実施方針	22
(2) 維持管理・更新等の実施方針	22
(3) 安全確保の実施方針	22
(4) 耐震化の実施方針	22
(5) 長寿命化の実施方針	22
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	22
(7) 統合や廃止の推進方針	23
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	23
7. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	24
7-1 広域消防	24
(1) 施設概要	24
(2) 施設の課題	24
(3) 施設の整備方針	25
7-2 環境センター	26
(1) 施設概要	26

(2) 施設の課題	26
(3) 施設の整備方針	27
7-3 筑西遊湯館	27
(1) 施設概要	27
(2) 施設の課題	28
(3) 施設の整備方針	28
7-4 きぬ聖苑	28
(1) 施設概要	28
(2) 施設の課題	29
(3) 施設の整備方針	29
8. 本計画の推進体制	30
8-1 取組体制の構築	30
8-2 情報基盤の整備・情報共有の方策	30
(1) 情報の一元管理	30
(2) 構成市の住民との情報共有	30
8-3 フォローアップの実施方針	31

1. はじめに

1-1 計画策定の背景と目的

筑西広域市町村圏事務組合（以下、「本組合」という。）は、結城市、筑西市、桜川市（以下、「構成市」という。）の3市で構成されています。

本組合は、広域消防、環境センター、筑西遊湯館及びきぬ聖苑の14施設20棟を保有していますが、これらの施設のうち建設から30年を過ぎ、大規模改修や更新の時期を迎える施設が9施設あり、今後の改修時に多額の費用がかかることが見込まれます。

一方、構成市は厳しい財政事情において歳出削減など緊縮財政の中で保有する施設の適切な改修・更新等の維持管理を行い、良好な状態で保持しながら将来に引き継いでいくことが課題となっています。

このような課題に対応するため、本組合が保有する施設の老朽化の状況等を把握し、関連する計画との整合を図り、将来を見据えながら改修・更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に行うことにより、コストと便益の最適な状態で保有、運営及び維持するための全体的な取組を行うための「公共施設等総合管理計画」を策定します。

1-2 本計画の位置づけ

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく地方等の行動計画として位置づけられます。平成30年2月27日に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」を踏まえ、本組合の各施設担当で作成する「個別施設計画」に対して、基本的枠組みを提示するものとなります。

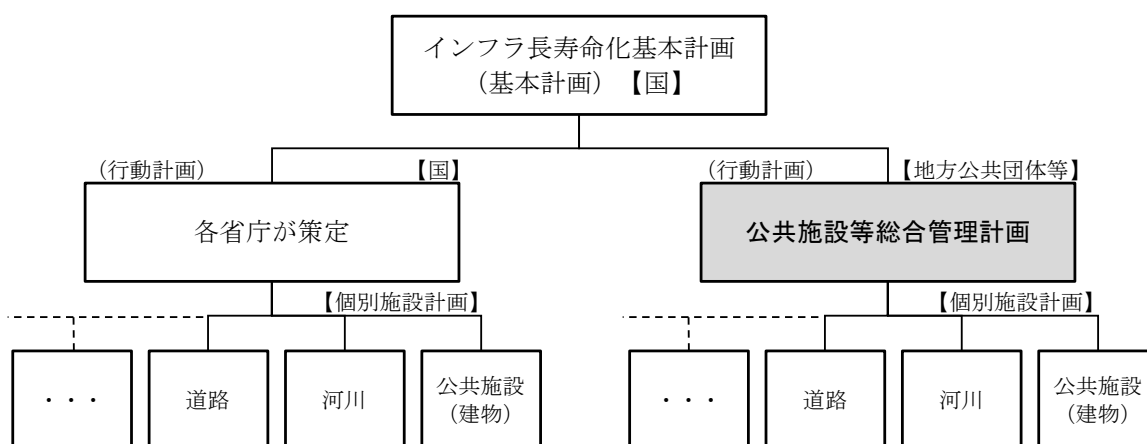


図1-1 計画の位置づけ

1-3 計画期間

本計画の計画期間は、公共施設の計画的な管理運営においては中長期的な視点が不可欠であること及び構成市の公共施設等総合管理計画の計画期間を踏まえ、令和2(2020)年度から令和27(2045)年度までの26年間とします。

なお、今後の本組合を取り巻く社会情勢や国の施策等の状況、最新の技術的知見の状況等の変化に対応し、見直しを行うものとします。

※計画期間は、目標年度が最も近い桜川市の令和27(2045)年度に合わせています。

計画期間 26年
令和2(2020)年度から令和27(2045)年度まで

【参考】
構成市の公共施設等総合
管理計画、計画期間

結城市：2017年度から2046年度までの30年間
筑西市：2013年度から2051年度までの39年間
桜川市：2016年度から2045年度までの30年間

2. 現況と人口推移等の把握

2-1 本組合の沿革

昭和 45 年 8 月 21 日下館地方広域市町村圏事務組合設立、昭和 48 年 4 月 1 日下館市消防本部を下館地方広域市町村圏事務組合消防本部として発足、昭和 48 年 10 月 31 日 現筑西広域市町村圏事務組合に名称変更、昭和 51 年 5 月 1 日筑西衛生組合、筑西火葬場組合を吸収統合、複合事務組合として新発足、平成 17 年 10 月 1 日桜川市の組合加入により本組合構成市は結城市、筑西市及び桜川市となりました。

表 2 - 1 本組合の沿革

年月日	沿革
昭和 45 年 8 月 21 日	下館地方広域市町村圏事務組合設立
昭和 48 年 4 月 1 日	下館市消防本部を組合消防本部とし、下館、結城両市の 2 署 1 出張所をもって、下館地方広域市町村圏事務組合消防本部が発足
昭和 48 年 4 月 6 日	岩瀬消防署及び真壁消防署を開設
昭和 48 年 10 月 31 日	筑西広域市町村圏事務組合に名称変更
昭和 49 年 5 月 7 日	関城分署、明野分署及び協和分署を開設
昭和 50 年 4 月 1 日	結城消防署南出張所を開設
昭和 51 年 5 月 1 日	筑西衛生組合及び筑西火葬場組合を吸収統合、複合事務組合として新発足
昭和 56 年 10 月 29 日	地域職業訓練センター落成（業務開始）
昭和 58 年 4 月 1 日	大和分署を開設
昭和 60 年 6 月 29 日	結城消防署庁舎新築工事竣工
昭和 60 年 7 月 1 日	結城消防署を移転開設
平成 2 年 1 月 30 日	県知事よりふるさと市町村圏に選定
平成 4 年 4 月 24 日	県西総合公園が供用開始
平成 5 年 3 月 20 日	きぬ聖苑建設竣工
平成 7 年 2 月 28 日	環境センター・し尿処理施設（150kℓ/日）を建設竣工
平成 11 年 3 月 23 日	消防本部・下館消防署併用庁舎を建設竣工
平成 15 年 3 月 14 日	環境センター・ごみ処理施設（240 t / 24 h）並びにリサイクルプラザ（50 t / 5 h）を建設竣工
平成 15 年 4 月 28 日	筑西遊湯館供用開始
平成 16 年 8 月 1 日	つくば市及び筑西広域における小児救急医療事業開始
平成 17 年 3 月 27 日	下館市、関城町、明野町及び協和町が組合脱退
平成 17 年 3 月 28 日	筑西市が組合加入
平成 17 年 9 月 30 日	岩瀬町、真壁町及び大和村が組合脱退
平成 17 年 10 月 1 日	桜川市が組合加入
平成 20 年 4 月 1 日	構成市の合併及び高速道路開通に対応するため、消防本部の組織体制を 4 署 4 分署 2 出張所から 3 署 5 分署 2 出張所に変更
平成 21 年 3 月 31 日	桜川市（旧真壁町）が、し尿共同処理事務から脱退
平成 21 年 4 月 1 日	筑西市（旧協和町）が、し尿共同処理事務に加入
平成 30 年 3 月 31 日	筑西地域職業訓練センター指定管理者終了
平成 30 年 12 月 21 日	消防本部・川島分署庁舎新築工事（2 か年継続事業）に着手
平成 31 年 3 月 31 日	ふるさと市町村圏事業の廃止

2-2 事務概要

本組合は構成市における「広域消防に関する施設の建設及び管理運営」、「ごみ処理に関する施設の建設及び管理運営」、「し尿処理に関する施設の建設及び管理運営」、「筑西遊湯館の建設及び管理運営」及び「きぬ聖苑の建設及び管理運営」の事務を共同処理しています。

表 2-2 共同処理する事務に係る構成市

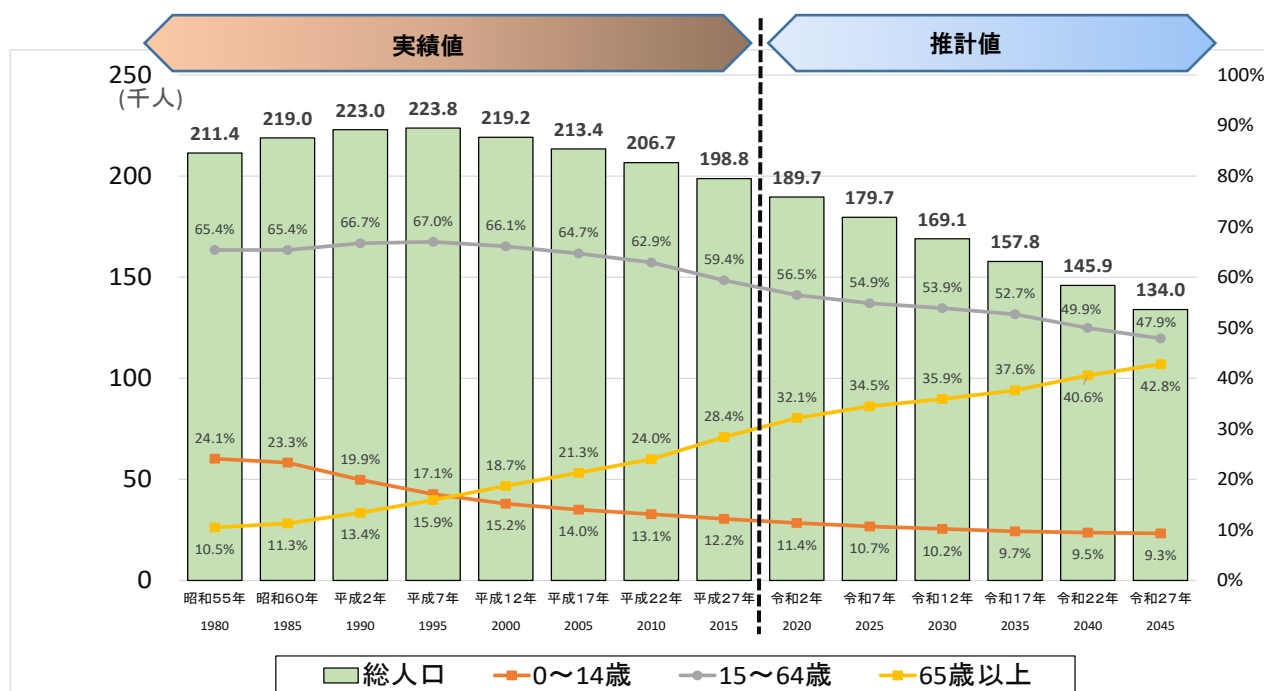
施設名	構成市		
	結城市	筑西市	桜川市
広域消防に関する施設の建設及び管理運営	○	○	○
ごみ処理に関する施設の建設及び管理運営	○	○	○
し尿処理に関する施設の建設及び管理運営	○	○	—
筑西遊湯館に関する施設の建設及び管理運営	○	○	○
きぬ聖苑に関する施設の建設及び管理運営	○	○	○



図 2-1 施設位置

2-3 人口の現状と見通し

構成市の総人口は、平成7(1995)年 223.8 千人をピークに、その後年々減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現在も引き続き減少傾向であり、令和27(2045)年には134千人になると予測されています。また、年齢3階層別人口割合をみると、年少人口と生産年齢人口割合は減少する一方、高齢者人口割合は増加し、少子高齢化が進行すると予測されています。(参考に構成市ごとの人口見通しを掲載します。)



出典：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障人口問題研究所、(平成30(2018)年推計)

※年少人口：15歳未満の人口、生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口、高齢者人口：65歳以上の人口。
 ※端数処理の関係で合計値が100%にならない場合があります。

図2-2 構成市の総人口及び年齢3階層別人口割合の推移と見通し

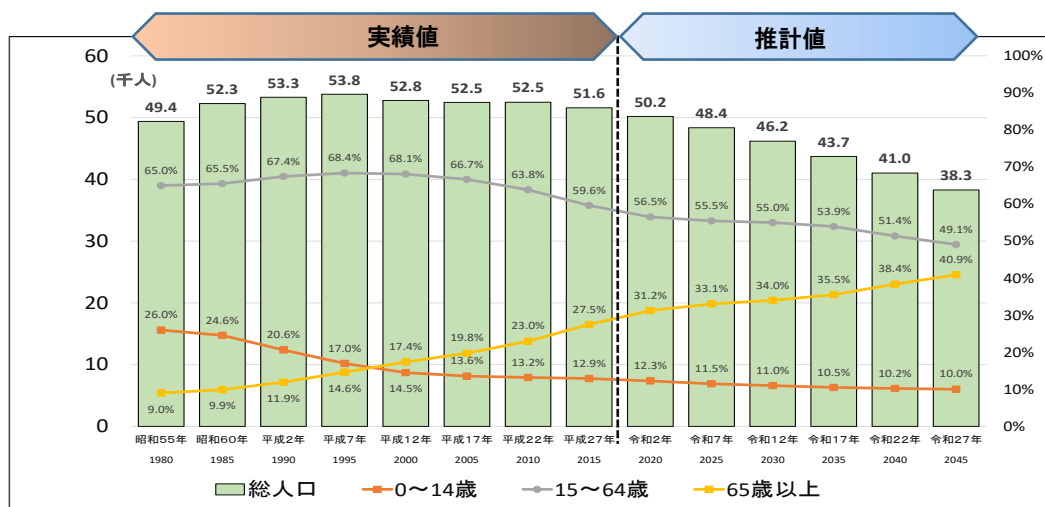
表2-3 構成市の人口ビジョン策定内容(単位:人)

	令和2 (2020)年	令和12 (2030)年	令和22 (2040)年	人口ビジョン設定の方向等
結城市	52,435	50,582	48,453	・あたらしい「しごとづくり」 ・子育て、教育支援の充実 ・女性が働く・訪れる・住みたくなるまちづくり
筑西市	100,863	94,529	81,250	・市民の生活が幸福と感じられる地域社会の創生
桜川市	40,074	36,248	32,784	・総合戦略の展開による移住定住促進
合計	193,372	181,359	162,487	

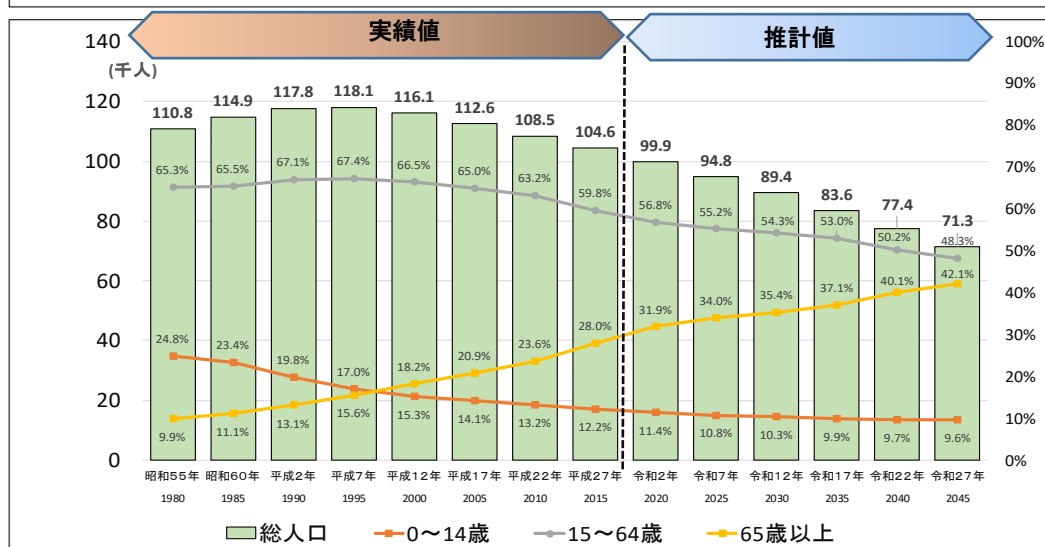
<参考>

構成市別の総人口及び年齢3階層別人口割合の推移と見通しは、以下に示すとおりです。

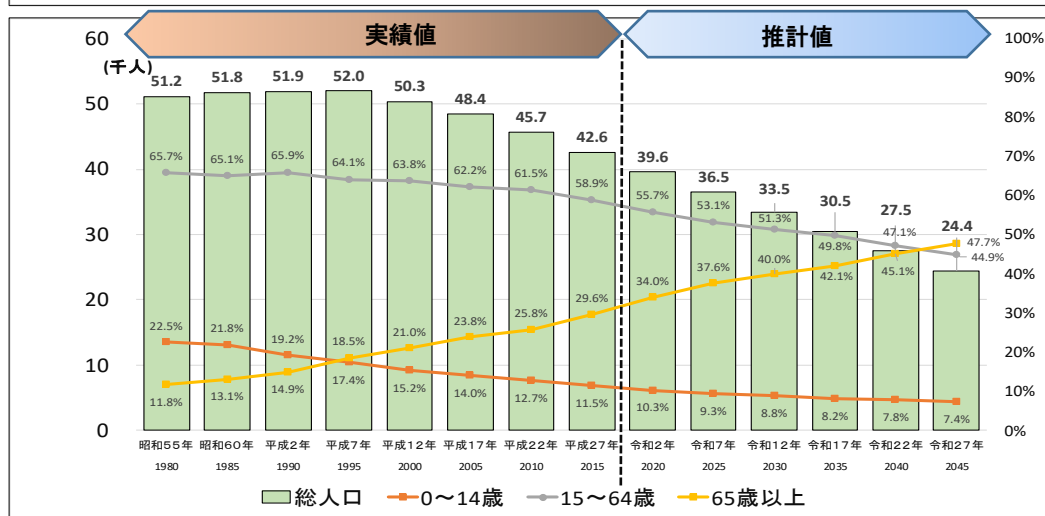
【結城市】



【筑西市】



【桜川市】



出典：構成市の実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障人口問題研究所、(平成30(2018)年推計)

図2-3 構成市別の総人口及び年齢3階層別人口割合の推移と見通し

2-4 財政の状況と見通し

(1) 歳入

歳入の状況をみると、平成30(2018)年度の歳入総額は約62.7億円であり、分賦金(構成市の分担金)が約48.1億円、歳入総額の約76.7%を占めています。使用料及び手数料は約4.5億円、歳入総額の約7.2%を占めています。平成29(2017)年度に増加した国庫支出金は、平成30(2018)年度は0.3億円に減少、歳入総額も約0.5%と減少しています。

今後、構成市の厳しい財政状況を踏まえ、使用料や手数料の料金の改定など財源の確保が課題です。

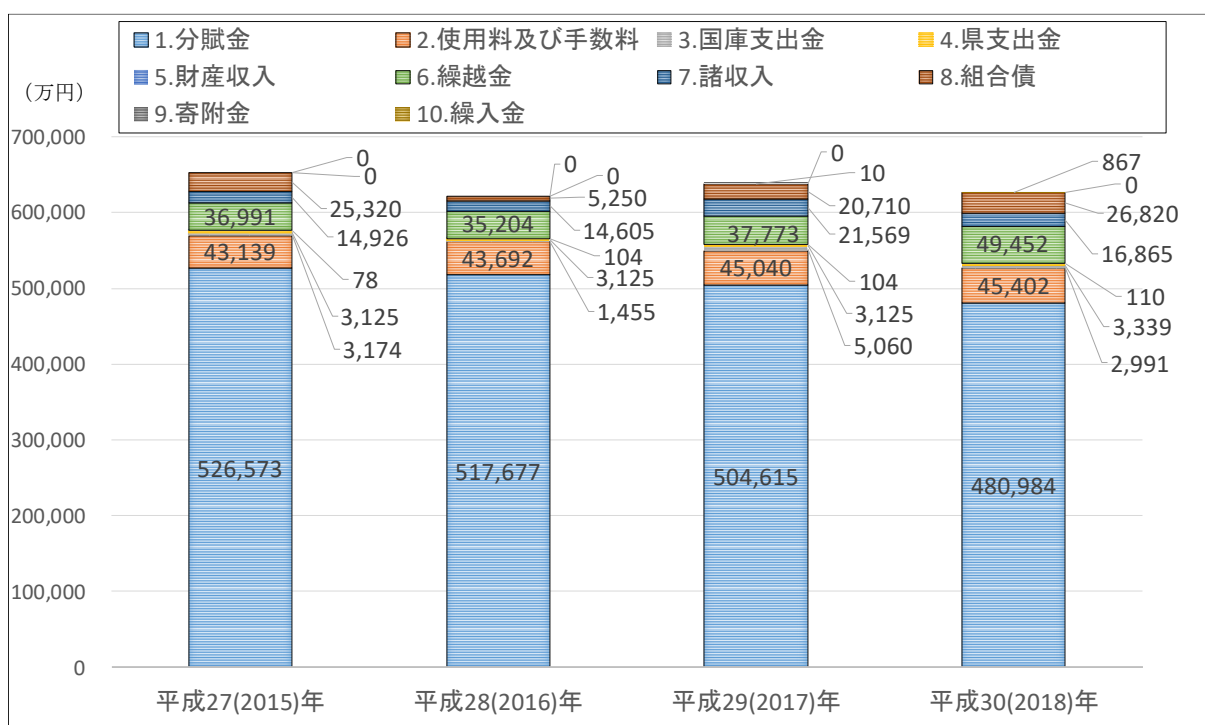


図2-4 歳入の推移

表2-4 歳入の推移

(単位: 万円、%)

	平成27(2015)年		平成28(2016)年		平成29(2017)年		平成30(2018)年	
1. 分賦金	526,573	80.6	517,677	83.3	504,615	79.1	480,984	76.7
2. 使用料及び手数料	43,139	6.6	43,692	7.0	45,040	7.1	45,402	7.2
3. 国庫支出金	3,174	0.5	1,455	0.2	5,060	0.8	2,991	0.5
4. 県支出金	3,125	0.5	3,125	0.5	3,125	0.5	3,339	0.5
5. 財産収入	78	0.0	104	0.0	104	0.0	110	0.0
6. 繰越金	36,991	5.7	35,204	5.7	37,773	5.9	49,452	7.9
7. 諸収入	14,926	2.3	14,605	2.4	21,569	3.4	16,865	2.7
8. 組合債	25,320	3.9	5,250	0.8	20,710	3.2	26,820	4.3
9. 寄附金	0	0.0	0	0.0	10	0.0	0	0.0
10. 繰入金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	867	0.1
合計	653,326	100.0	621,112	100.0	638,006	100.0	626,830	100.0

※端数処理の関係で合計値が100%にならない場合があります。

(2) 歳出

歳出の状況をみると、平成30(2018)年度の歳出総額は約56.8億円であり、物件費が約22.0億円、歳出総額の約38.7%を占めています。川島分署の建設が始まった平成29(2017)年度以降は、人件費及び普通建設費が増加しており、公債費については減少がみられます。

今後は、消防施設の統廃合や環境センターの長寿命化など投資的経費が増えますが、財政運営の安定性・持続性を確保することによる、健全で持続可能な財政運営が課題です。

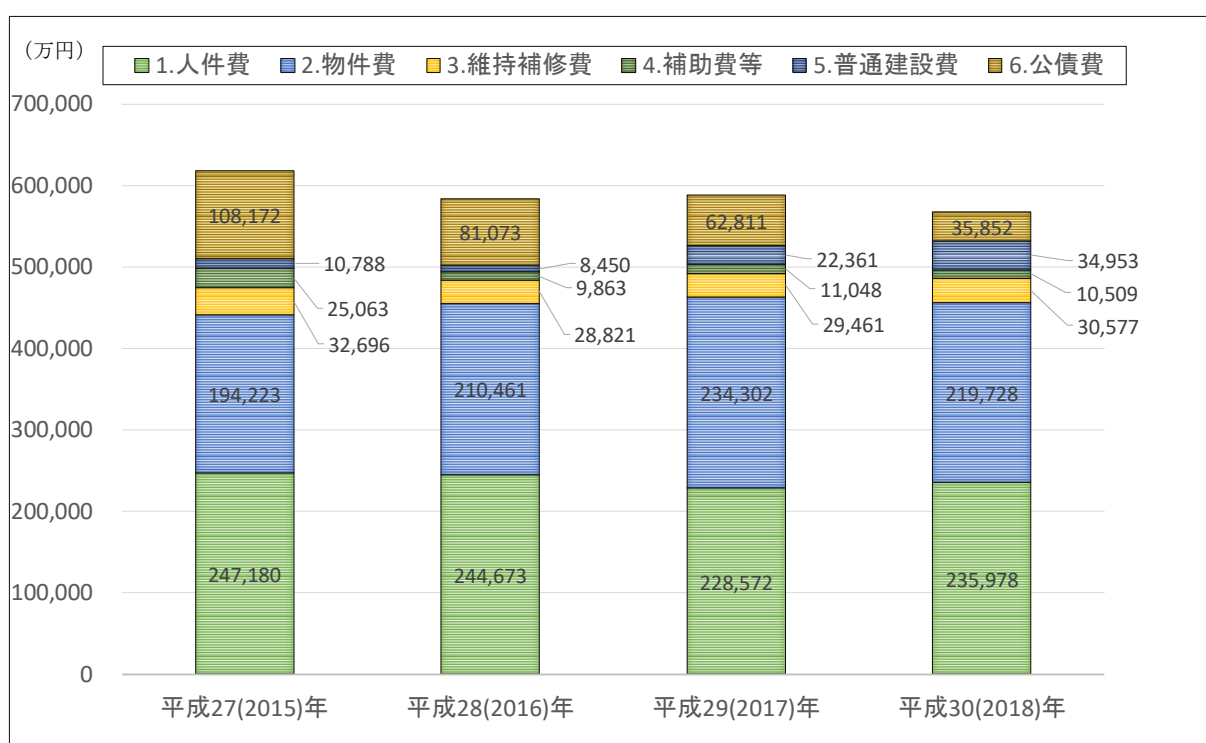


図2-5 歳出の推移

表2-5 歳出の推移

(単位:万円、%)

	平成27(2015)年		平成28(2016)年		平成29(2017)年		平成30(2018)年	
1.人件費	247,180	40.0	244,673	41.9	228,572	38.8	235,978	41.6
2.物件費	194,223	31.4	210,461	36.1	234,302	39.8	219,728	38.7
3.維持補修費	32,696	5.3	28,821	4.9	29,461	5.0	30,577	5.4
4.補助費等	25,063	4.1	9,863	1.7	11,048	1.9	10,509	1.9
5.普通建設費	10,788	1.7	8,450	1.4	22,361	3.8	34,953	6.2
6.公債費	108,172	17.5	81,073	13.9	62,811	10.7	35,852	6.3
合計	618,122	100.0	583,339	100.0	588,554	100.0	567,597	100.0

※端数処理の関係で合計値が100%にならない場合があります。

3. 公共施設等の状況の整理

3-1 施設の保有状況

本組合の保有する施設数は14施設20棟あり、総延床面積は約4.1万㎡です。施設別でみると、環境センターが約2.2万㎡で総床面積の約54%を占めており、広域消防が約1.1万㎡で約27%、筑西遊湯館が約0.5万㎡で約11%、きぬ聖苑が約0.3万㎡で約8%となっています。

昭和56(1981)年5月31日以前に建築された「旧耐震基準建築物」は消防施設の7棟で、うち2棟が耐震診断未実施です。

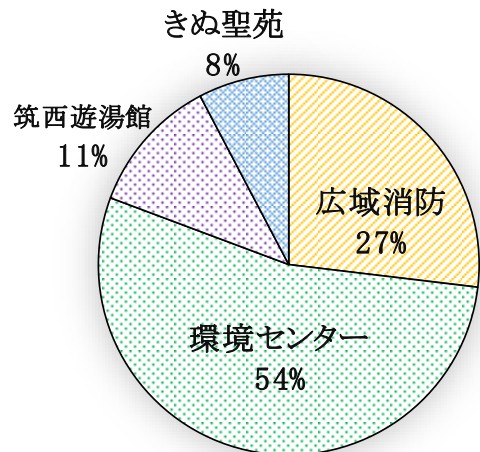


図3-1 施設分類別延床面積

表3-1 本組合公共施設概要と施設数・延床面積の割合

建物名称	敷地面積		棟数		延床面積		構造	建築年度	耐震対策実施状況
	(㎡)	(棟)	(%)	(㎡)	(%)				
消防本部筑西消防署(庁舎)	14,911.00	1	20.0	5,413.66	15.1		RC	H11(1999)	新耐震基準
消防本部筑西消防署(訓練塔A)		1		341.30			RC	H11(1999)	新耐震基準
消防本部筑西消防署(訓練塔B)		1		289.81			S	H11(1999)	新耐震基準
消防本部筑西消防署(訓練塔C)		1		155.46			S	H11(1999)	新耐震基準
計		4		6,200.23					
広域消防									
筑西消防署関城分署	3,553.24	1	5.0	259.98	0.6	RC	S50(1975)	耐震診断済 改修不要	
筑西消防署明野分署	743.00	1	5.0	250.00	0.6	RC	S50(1975)	耐震診断済 改修不要	
筑西消防署協和分署	1,886.52	1	5.0	260.82	0.6	RC	S50(1975)	耐震診断済 改修不要	
筑西消防署川島出張所	265.70	1	5.0	58.30	0.1	RC	S44(1969)	耐震診断未実施 筑西市に返還	
筑西消防署川島分署	2,509.62	1	5.0	1,376.13	3.4	RC	R2(2020)	新耐震基準	
結城消防署	3,361.45	1	5.0	1,371.57	3.3	ALC	S60(1985)	新耐震基準	
結城消防署南出張所	1,332.18	1	5.0	250.80	0.6	RC	S50(1975)	耐震診断済 改修不要	
桜川消防署	1,810.08	1	5.0	436.69	1.1	RC	S49(1974)	耐震診断未実施 更新予定	
桜川消防署真壁分署	1,224.54	1	5.0	426.40	1.0	RC	S49(1974)	耐震診断済 改修不要	
桜川消防署大和分署	902.00	1	10.0	55.00	0.4		ALC	S58(1983)	新耐震基準
桜川消防署大和分署(車庫)		1		114.00			RC	S58(1983)	新耐震基準
計		2		169.00					
環境センター									
ごみ処理施設・リサイクルプラザ (可燃ごみ焼却施設、灰溶融施設、 リサイクルプラザ)	49,596.74	1	5.0	18,759.86	45.7	RC	H15(2003)	新耐震基準	
リサイクルプラザ (ペットボトルストックヤード棟)		1	5.0	409.30	1.0	RC	H15(2003)	新耐震基準	
尿処理施設		1	5.0	2,850.45	7.0	RC	H7(1995)	新耐震基準	
筑西遊湯館	19,183.00	1	5.0	4,760.91	11.6	RC・S	H15(2003)	新耐震基準	
きぬ聖苑(火葬棟、待合棟、斎場棟)	12,043.00	1	5.0	3,170.00	7.7	RC	H5(1993)	新耐震基準	
合計	113,322.07	20	100.0	41,010.44	100.0				

※1 筑西消防署川島出張所は、川島分署の竣工後筑西市に返還し、川島分署に移転します。川島分署の供用開始は、令和2(2020)年度を予定しています。

※2 桜川消防署大和分署は東日本大震災において被災し、仮設庁舎(プレハブ)として運用中です。

※3 端数処理の関係で合計値が100%にならない場合があります。

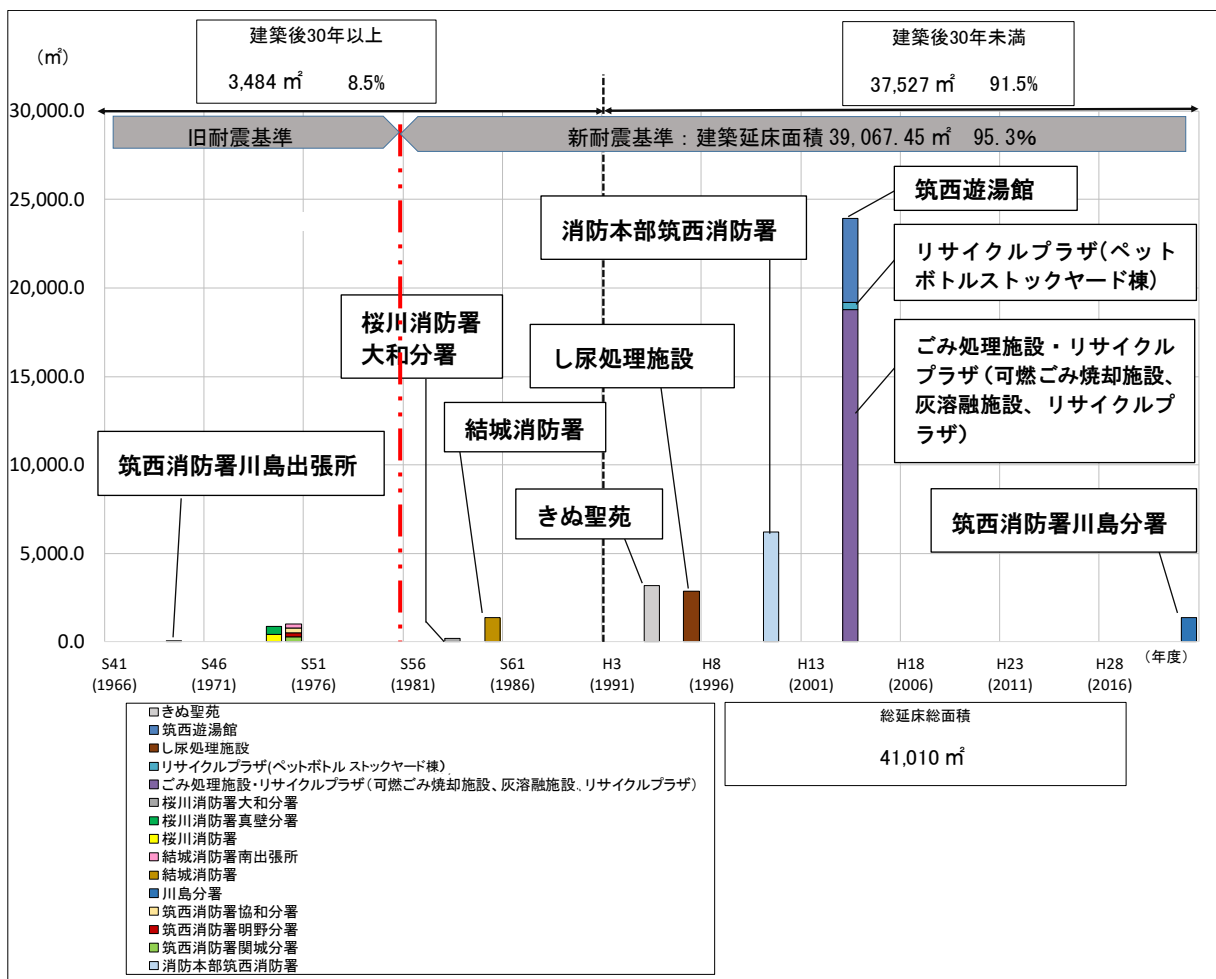
※4 構造表示 RC:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造、ALC:鉄筋軽量化コンクリート

3-2 施設の老朽化、耐震化の状況

公共施設を建築年度別にみると、建築後30年未満の施設は約3.76万㎡であり、約91.5%を占めています。建築後30年未満の施設が多くを占めていますが、一般的に、鉄筋コンクリート造の建築物は建築後30年程度で大規模改修、60年程度で建替えが必要になるとされています。また、ごみ処理施設の耐用年数は一般的に20年程度*とされており、今後は基幹的設備の更新に多くの費用がかかることが予想されます。

新耐震基準施設は、全体の約95%（約3.9万㎡）です。

※「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）（環境省 平成27年3月改訂）」



※新耐震基準は、昭和56（1981）年6月1日以降の建築確認から適用された耐震基準。

図3-2 本組合公共施設の建築年度別延床面積

4. 関連計画の整理

本計画に関連する計画の概要は、以下のとおりです。(要旨抜粋)

計画書名(策定年月)	消防施設総合管理計画(平成30(2018)年2月)																						
計画期間等	平成29(2017)年度～令和19(2037)年度 <20年間>																						
計画内容																							
<p>1) 消防施設の管理に係る基本的な方針</p> <p>6 消防施設の管理に係る基本的な方針</p> <p>6.2 統合や廃止の推進方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成市と十分な調整を図りながら、施設の統廃合や構成市が保有する公共施設との複合利用などについて検討していきます。 <p>6.3 長寿命化の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕が必要な個所が生じた場合は、速やかに応急処置を施し、トータルコストの削減を図るとともに、施設の耐用年数到来年度を把握し、改修や改築等の対応時期を検討します。 ・全部改築を間近に控えている署所等については、大規模な修繕等は実施せず、業務継続可能な範囲で応急処置を実施します。 <p>6.4 耐震化の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56(1981)年以前の旧耐震基準により建設された施設について、順次耐震診断を実施し、耐震補強が必要と判定された施設について、耐震補強の実施に努めます。 ・既に耐用年数を間近に控えた施設に対しては、改修に加え耐震補強に要する費用と建て替えに要する費用を比較して、費用対効果を十分に考慮して実施します。 <p>2) 個別施設毎の長寿命化計画</p> <p>7.1 目標耐用年数</p> <p>目標耐用年数は、以下のよう設定します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>目標耐用年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部・筑西消防署・訓練棟</td> <td>90年</td> </tr> <tr> <td>筑西消防署 関城分署</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>〃 明野分署</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃 協和分署</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃 川島出張所</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>結城消防署</td> <td>45年</td> </tr> <tr> <td>結城消防署 南出張所</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>桜川消防署</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>桜川消防署 真壁分署</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>桜川消防署 大和分署車庫</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	目標耐用年数	消防本部・筑西消防署・訓練棟	90年	筑西消防署 関城分署	50年	〃 明野分署	〃	〃 協和分署	〃	〃 川島出張所	〃	結城消防署	45年	結城消防署 南出張所	50年	桜川消防署	〃	桜川消防署 真壁分署	〃	桜川消防署 大和分署車庫	〃
施設名	目標耐用年数																						
消防本部・筑西消防署・訓練棟	90年																						
筑西消防署 関城分署	50年																						
〃 明野分署	〃																						
〃 協和分署	〃																						
〃 川島出張所	〃																						
結城消防署	45年																						
結城消防署 南出張所	50年																						
桜川消防署	〃																						
桜川消防署 真壁分署	〃																						
桜川消防署 大和分署車庫	〃																						

計画書名(策定年月)	筑西広域市町村圏事務組合消防本部 第2次総合整備10ヵ年計画(令和元(2019)年12月)
計画期間等	令和2(2020)～令和11(2029)年度 <10年間>
計画内容	
<p>第1章消防力の充実強化、第1節消防施設等の整備、1 消防署所の計画的な整備</p> <p>■施策の概要(3) 桜川消防署の移転新築に伴う大和分署の統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜川消防署を県西総合病院跡地に大和分署を統合し新築移転します。新築時には、各種訓練施設の充実とともに緊急消防援助隊等の受入れ可能なスペースを確保し、筑西広域東部地域の災害応急対策拠点としての機能を有する庁舎とします。 	

計画書名（策定年月）	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 31(2019)年 3 月）
計画期間等	令和元（2019）年度～令和 15（2033）年度 <15 年間>

計画内容

1) ごみ処理人口の予測

第 2 章地域の特性、第 2 節社会的状況、1. 人口動態・分布

・全体として、減少傾向を示しているが、結城市は、近年減少幅が小さくなっており、筑西市と桜川市は、人口減少が続いています。

第 4 章ごみ総排出量・処理量の将来予測、第 2 節将来の人口予測

- ・結城市と筑西市のごみ処理将来人口は、生活排水処理人口と同数とする必要があるため、「生活排水処理基本計画（平成 30 年 2 月）」の予測人口と合わせ、採用します。
- ・桜川市の将来ごみ処理人口は、市の過去 6 年間の実績及び茨城県の「生活排水ベストプラン」の中期計画人口（平成 37 年度）、長期期間人口（平成 45 年度）を採用しました。

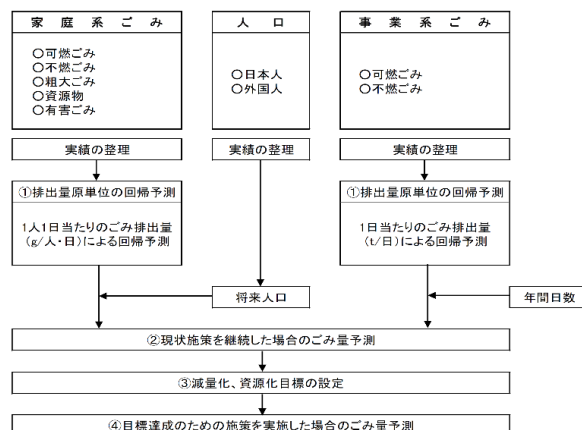
<人口の予測結果 P74>

年度	実績及び将来人口(人)				備考	
	組合全体	結城市	筑西市	桜川市		
実績値	平成 24	209,255	52,997	110,188	46,070	
	25	207,446	52,858	109,138	45,450	
	26	205,906	52,700	108,440	44,766	
	27	204,173	52,557	107,574	44,042	
	28	202,369	52,521	106,458	43,390	
	29	200,665	52,379	105,643	42,643	
予測値	30	197,932	51,038	104,489	42,405	
	31	196,400	50,674	103,559	42,167	
	32	194,868	50,310	102,629	41,929	
	33	193,337	49,946	101,699	41,692	
	34	191,806	49,582	100,770	41,454	
	35	190,274	49,218	99,840	41,216	
	36	188,742	48,854	98,910	40,978	
	37	187,210	48,490	97,980	40,740	ごみ処理基本計画中期計画年
	38	185,937	48,090	97,450	40,397	
	39	184,664	47,690	96,920	40,054	
	40	183,391	47,290	96,390	39,711	
	41	182,118	46,890	95,860	39,368	
	42	180,845	46,490	95,330	39,025	
	43	179,572	46,090	94,800	38,682	
	44	178,299	45,690	94,270	38,339	
	45	177,026	45,290	93,740	37,996	ごみ処理基本計画目標年

<算出根拠 P資 1>

資料編 第 1 章予測方法、1. 予測手順 ※参考：平成 45 年：令和 15（2033）年

・本組合の人口、ごみ排出・処理量の予測は、環境省「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月）に基づいて行い、予測の流れを下図に示します。



<フロー図内の記号説明 P資2>

① **排出量原単位の回帰予測**

家庭系ごみは、1人1日当たりのごみ排出量を原単位として、統計的予測（回帰予測）を用いて将来の原単位を予測します。事業系ごみは、事業所から排出される一般廃棄物であるため、人口の増減を加味せず、1日あたりの平均排出量を原単位として、統計的予測を用いて将来の原単位を予測します。

② **現状施策を継続した場合のごみ排出量予測**

家庭系ごみの排出量は、予測した将来の1人1日当たりごみ排出量に将来人口と年間日数を掛け合わせて算定します。また、事業系ごみの排出量は、予測した1日当たりのごみ排出量に年間日数を掛け合わせて算定します。

③ **減量化、資源化目標**

国、県の減量化、資源化目標とごみ量予測による達成状況を確認し、減量化、資源化目標を設定します。

④ **目標達成のための施策を実施した場合のごみ量予測**

減量化、資源化目標を達成するための施策を実施した場合のごみ量を予測します。

<回帰式による予測方法 P資3～資4>

処理人口の予測は、処理形態別人口実績をもとに推計を行います。構成市の回帰式採用理由は以下のとおりです。

・結城市

家庭系ごみ：平成25(2013)年から平成29(2017)年までの減少傾向を示し、今後も逓減が継続することが考えられるため、その傾向を示している決定係数1位の直線式を採用します。

事業系ごみ：平成25(2013)年度から平成29(2017)年度まで増減はあるが、全体増加傾向を示し、今後も増加が継続することが考えられるため、その傾向を示している決定係数1位の分数回帰式を採用します。

・筑西市

家庭系ごみ：平成25(2013)年度から平成29(2017)年度まで増減があり、傾向として大幅な減少は認められないため、決定係数1位の分数式を採用します。

事業系ごみ：平成25(2013)年度から平成29(2017)年度まで全体としてやや増加傾向を示している。今後も逓増が継続することが考えられるため、決定係数1位直線回帰式、2位指数回帰式、3位ルート回帰式、4位対数回帰式、5位べき乗回帰式は増加の割合が過大と判断し、決定係数6位分数回帰式を採用します。

・桜川市

家庭系ごみ：平成25(2013)年度から平成29(2017)年度まで増減はあるが、全体として減少傾向を示し、今後も減少傾向を継続することが考えられるため、決定係数1位の対数式を採用します。

事業系ごみ：平成25(2013)年度から平成29(2017)年度まで増減はあるが、全体として増加傾向を示し、今後も増加傾向を継続することが考えられるが、決定係数1位指数回帰式、2位直線回帰式は増加の割合が過大と判断し、決定係数3位のルート回帰式を採用します。

2) ごみ処理施設整備計画の概要

第5章ごみ処理基本計画、第3節ごみ処理計画、8. ごみ処理施設整備計画の概要

① 環境センターごみ処理施設

・稼働開始後15年以上経過しており、今後、改良に向けて延命化を図ります。令和元(2019)年度に長寿命化計画策定を行い、令和3(2021)年度から令和6(2024)年度にかけて基幹的設備改良工事を行う計画とします。

② 環境センターリサイクルプラザ

- ・稼働開始後 15 年以上経過しており、施設の老朽化が進行しているため改良に向け延命化を図ります。令和元(2019)年度に長寿命化計画を策定、令和 2(2020)年度に基幹的設備改良を行う計画とします。

計画書名（策定年月）	環境センターリサイクルプラザ長寿命化総合計画 (令和 2(2020)年 3 月)
計画期間等	令和 2(2020)年度～令和 17(2035) 年度 <15 年間>
<p>5. 延命化計画、5. 1 延命化の目標設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザの耐用年数を 33 年とすべく、施設整備を稼働後 18 年目の令和 2(2020)年度に行い、工事完了後 15 年目の令和 17(2035) 年度まで稼働させるものとする。 ◇延命化工事(令和 2(2020) 年度)、◇工事後 15 年間稼働、◇令和 17(2035) 年度施設整備(稼働から 33 年目) 5. 8 延命化計画のまとめ ・今後実施する延命化工事の具体的な工事内容は以下のとおりである。 ◇延命化工事(令和 2(2020) 年度)、◇改良の目的や効果：省エネルギー化、安定性の向上、性能・機能回復、◇概算額：1,100,000 千円 	

計画書名（策定年月）	生活排水処理基本計画 (平成 30(2018)年 2 月)
計画期間等	平成 30(2018)年度～令和 14(2032) 年度 <15 年間>
<p>第 6 章生活排水処理基本計画、第 2 節生活排水処理の処理計画、3. 生活排水を処理する施設及び区域等</p> <p>1) 結城市</p> <p>(1) 公共下水道 下水道計画処理区域内では、整備を推進していくものとします。</p> <p>(2) 農業集落排水施設 今後、既存地区については、適正な維持管理に努めていくものとし、新たに整備された処理区域内の世帯に接続を促していくものとします。</p> <p>(3) コミュニティ・プラント 新田間町地区は、合併処理浄化槽としての位置付けに移行することが見込まれ、その他の地区についても下水道への接続や合併処理浄化槽への移行の要請があった場合は、協議していくものとします。</p> <p>(4) 合併処理浄化槽 公共下水道及び農業集落排水施設の処理区域外の区域では、合併処理浄化槽の普及を進めていきます。また、単独処理浄化槽や汲み取りし尿から合併処理浄化槽への転換も促していくものとします。</p> <p>2) 筑西市</p> <p>(1) 公共下水道 下水道計画処理区域内では、整備を推進していくものとします。</p> <p>(2) 農業集落排水施設</p>	

現在、河間北部地区において処理施設の整備を進め、既存地区については、今後も適正な維持管理に努めていくものとします。下水道との接続や施設の統廃合等についても検討します。

(3) コミュニティ・プラント

将来的には下水道への接続を検討していきます。

(4) 合併処理浄化槽

公共下水道及び農業集落排水施設の処理区域外の区域では、合併処理浄化槽の普及にあたっては、浄化槽設置促進事業を継続的に実施することで、普及の促進を図っていくものとします。また、単独処理浄化槽や汲み取りし尿から合併処理浄化槽への転換も促していくものとします。

計画書名（策定年月）	環境センターし尿処理施設長寿命化総合計画（平成 31(2019)年 3 月）
計画期間等	平成 30(2018)年度～令和 17（2035）年度 <17 年間>
計画内容	
<p>第 3 章延命化計画、第 1 節延命化の目標、2. 将来計画の整理</p> <p>(4) 計画処理量の予測結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度にかけての本施設における年間し尿搬入量は、約 37,000k1 程度で推移しています。 循環型社会形成推進地域計画における予測量としても令和 7（2025）年度段階で 30,405k1/日と見込まれています。 また、全体の搬入量による搬入率は、平均的に概ね 70%前後であること、し尿の搬入量は今後減少していくことが想定されることから、長短期的にみて施設の稼働状況や搬入量が目標年設定に影響を与える状況ではない。 <p>3. 延命化計画の目標年数の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30(2018)年度工事準備、令和元(2019)年度～令和 2（2020）年度に改良工事を実施し、令和 3（2021）年度から 15 年間の稼働とする。 	

計画書名（策定年月）	筑西遊湯館施設修繕計画（令和元(2019)年 12 月）
計画期間等	施設稼働の残期間 14 年間 ・整備期間は 10 年（令和 2（2020）～令和 11(2029)年）、残 4 年は必要に応じ、延命措置実施
計画内容	
<p>第五章今後の取組、5. 4 施設修繕計画、5. 4. 3 今後の予算計画</p> <p>将来の更新費用試算（概算予算（工事費含む））は約 70,500,000 円と推測されます。</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①供用開始から変更されていない設備装置 ……26,100,000 円 ②検査より損傷等がみられる設備装置 …… 6,800,000 円 ③検査より損傷等がみられる土木建築 ……37,600,000 円 	

【期別更新費用】

「筑西遊湯館施設修繕計画」報告書 P45、P46 に記載、ポンプ・ファン類の更新は令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度で実施します。

計画書名（策定年月）	きぬ聖苑整備基本計画（平成 27(2015)年 9 月）
計画期間等	平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度 < 5 年間 >
計画内容	
第 2 章きぬ聖苑整備計画、5. 施設整備計画、（4）予防保全による施設管理、（4）- 2 施設の継続的な性能確保、6. 施設整備計画実施工程（案） ・施設の老朽化に伴い適正な施設整備を実施し、既存主要設備の延命化を図ります。	

長寿命化計画関連計画に示されている、長寿命化に係る整備事業時期は、以下に示すとおりです。

表4-1 長寿命化に係る施設別の整備事業時期予定

施設名	事業年度		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045						
	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	R14年	R15年	R16年	R17年	R18年	R19年	R20年	R21年	R22年	R23年	R24年	R25年	R26年	R27年								
消防本部・消防署	消防本部筑西消防署(庁舎)																																			
	消防本部筑西消防署(訓練塔A)																																			
	消防本部筑西消防署(訓練塔B)																																			
	消防本部筑西消防署(訓練塔C)																																			
	筑西消防署関城分署														撤去工事																					
	筑西消防署明野分署														撤去工事																					
	筑西消防署協和分署														撤去工事																					
	筑西消防署川島出張所																																			
	川島分署																																			
	結城消防署																																			
環境センター	結城消防署南出張所																																			
	桜川消防署																																			
	桜川消防署大和分署																																			
	桜川消防署真壁分署																																			
	桜川消防署大和分署(車庫)																																			
	ごみ処理施設(可燃ごみ焼却施設)																																			
	ごみ処理施設(灰溶融施設)																																			
	リサイクルプラザ																																			
	リサイクルプラザ(ペットボトルストックヤード棟)																																			
	し尿処理施設(環境センター)																																			
筑西遊湯館																																				
きぬ聖苑																																				

色凡例: 色凡例: 工事期間中 計画期間中 計画期間外 ※1: 令和2年度に延長 ※2: 令和5年度に延期

5-2 現況や課題に関する基本認識

■施設の現状からみた課題

施設数を建築年度別にみると、建築後 30 年未満の施設が多くを占めています。これらの施設の維持管理、大規模な改修及び更新が必要となる時期を順次迎え、多額の費用を要すること、更新時期が集中することが想定されます。

今後、老朽化した施設の安全性確保、適正な廃棄物処理等の確保、葬儀サービスや温浴サービスの提供など、構成市の住民が安心して生活できる環境を提供するために、本組合保有施設の適切な維持管理・運営による施設の長寿命化及び更新等費用の抑制、平準化を図ることが必要です。また、環境負荷の低減や効率性と経済性に配慮した最適な施設の整備や維持管理が必要です。

■財政状況からみた課題

本組合の歳入のほとんどが構成市の分賦金であることから、構成市の厳しい財政状況を見据えながら、施設の老朽化への対応や、「ごみ」や「し尿」の量の変化に対応した施設整備や改修事業、小型家電リサイクル法の施行などの国の動向の変化などへの対応のため、今後の施設改修に対する事業や施設の維持・管理にかかるコストの抑制や、国・県の補助制度の活用など財源の確保を検討していくことが必要です。

また、持続可能な公共施設等の管理を実現するために、計画的に財政負担の軽減・平準化を図ることが必要です。

■人口等の今後の見通しからみた課題

構成市の総人口は、年々減少しており、令和 27 (2045) 年には、約 13.4 万人になると予測されています。

また、年齢 3 階層別人口割合を見ると、年少人口・生産年齢人口は減少する一方、高齢者人口は増加し、少子高齢化が進行すると予測されています。

そのため、人口減少・少子高齢化の進行による人口構造の変化を踏まえ、住民が直接利用する施設の利用ニーズの変化に対応した行政サービスのあり方や、し尿及び家庭系のごみの量や種類の変化に対応した施設の維持・向上を検討していくことが必要です。

6. 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

6-1 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する取組の方向性

公共施設を取り巻く現状と課題を踏まえ、本組合における公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する取組の方向性を以下のように設定します。

① 安全・安心の確保

- 構成市の住民が安全・安心に生活できる環境を提供するために、施設の日常的・定期的な点検・修繕や計画的な更新を行い、老朽化した施設の安全性確保、適正な廃棄物処理等の確保、葬儀サービスや温浴サービスに対応した適正な運営に取り組みます。

② 財政負担平準化の推進

- 建築後 30 年未満の施設数が多くを占めていますが、これらは本計画期間の中で、順次 30 年を超えるものが増加します。施設の継続した維持管理、大規模改修及び更新に際しては、品質（老朽化に伴う機能低下等の状況）、供給（処理能力等）及び財務（将来の維持更新費の縮減等）の観点から、優先すべき施設の改修・更新を実施し、財政負担の平準化を推進します。

③ 計画的な維持管理の推進

- 公共施設全体に対し、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減に効果的な予防保全型の維持管理を推進します。
- 今後の人口構造の変化に伴う利用ニーズの変化に対応した、施設の機能更新、基幹的設備改良や施設集約化・更新を推進します。

※ライフサイクルコスト：企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでの建物の全期間に要する費用。

6-2 公共施設の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

保有する施設は、利用状況、自然環境及び経年劣化等に応じて、施設ごとに劣化や損傷等の進行が異なることから、各施設の特性を考慮したうえで、劣化及び機能低下を防ぎ、構成市の住民が安全・安心に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施します。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

施設に不具合が生じてから必要となる修繕等を行う「事後保全型の維持管理」の考え方から、施設の長寿命化を図るとともに、将来の更新費用等の抑制を図る観点から、計画的な点検、診断及び修繕を行う「予防保全型の維持管理」への転換を推進します。

(3) 安全確保の実施方針

保有施設については、利用者である構成市の住民の安全を確保した上で、将来にわたり必要となる諸機能を確実に発揮し続けることが求められます。

点検・診断等により危険性が認められた施設や、経年劣化等により今後利用が見込まれない施設については、安全確保の観点から速やかに統廃合、集約化等の措置を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

昭和 56(1981)年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された施設のうち、耐震診断結果を踏まえ、耐震性が無いと判定された施設は、耐震補強を図ります。また、耐震診断を実施していない施設は、速やかに耐震診断を実施し、その結果を踏まえ対策を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

保有施設の計画的な点検・診断等を踏まえ、目標耐用年数までの使用を可能とするため、適時、個別施設計画策定の見直しを行い、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、今後の構成市の住民の少子高齢化や障害者の状況、子育て世代の利用に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。

特に、移動円滑化のための新たなピクトグラム整備（誘導サインなど）や障害者等用駐車

スペース、多機能トイレ等の整備など、「ユニバーサルデザイン」に係る改修等を推進します。

(7) 統合や廃止の推進方針

保有施設について、改修・更新等費用の縮減を図る観点から、構成市の住民の将来的な公共サービス需要の変化に応じた質と量の最適化について検討します。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画の重要性や必要性について、職員一人ひとりが理解し、定期点検等の維持管理に取り組むことができるよう、修繕履歴等に関する情報の共有化に努めます。

7. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

7-1 広域消防

(1) 施設概要

建物名称		敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	建築年度	経過 年数	耐震対策	
							実施状況	耐震対策
広域消防	消防本部筑西消防署(庁舎)	14,911.00	5,413.66	RC	H11,(1999)	20	新耐震基準	-
	(消防本部筑西消防署(訓練塔A))		341.30	RC	H11,(1999)	20	新耐震基準	-
	(消防本部筑西消防署(訓練塔B))		289.81	S	H11,(1999)	20	新耐震基準	-
	(消防本部筑西消防署(訓練塔C))		155.46	S	H11,(1999)	20	新耐震基準	-
	筑西消防署関城分署	3,553.24	259.98	RC	S50,(1975)	44	耐震診断済	改修不要
	筑西消防署明野分署	743.00	250.00	RC	S50,(1975)	44	耐震診断済	改修不要
	筑西消防署協和分署	1,886.52	260.82	RC	S50,(1975)	44	耐震診断済	改修不要
	筑西消防署川島分署	2,509.62	1,376.13	RC	R2,(2020)	0	新耐震基準	-
	結城消防署	3,361.45	1,371.57	ALC	S60,(1985)	34	新耐震基準	-
	結城消防署南出張所	1,332.18	250.80	RC	S50,(1975)	44	耐震診断済	改修不要
	桜川消防署	1,810.08	436.69	RC	S49,(1974)	45	耐震診断未実施	更新予定
	桜川消防署真壁分署	1,224.54	426.40	RC	S49,(1974)	45	耐震診断済	改修不要
	桜川消防署大和分署	902.00	55.00	ALC	S58,(1983)	36	新耐震基準	-
	(桜川消防署大和分署(車庫))		114.00	RC	S58,(1983)	36	新耐震基準	-

※ 構造表示 RC:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造、ALC:鉄筋軽量化コンクリート

- 広域消防は、3署6分署1出張所があり、全体延床面積は11,001.62㎡です。(令和2(2020)年に筑西消防署川島出張所を廃止し、施設は筑西市に返還します。)
- 筑西消防署に本組合事務局を併設しています。
- 旧耐震基準の建物については、耐震診断の結果、関城分署、明野分署、協和分署、真壁分署及び結城消防署南出張所は、改修不要と診断されました。また、桜川消防署の耐震診断は未実施です。(今後、更新を予定しています。)

(2) 施設の課題

- 人口の減少及び少子高齢化が進む中で、消防の需要が大きく変化する要素が数多く存在しています。特に、高齢者独居世帯の増加に伴い、災害時要援護者の数が増加していくことが想定され、消防防災活動における対応力の強化が求められます。
(「消防施設総合管理計画」、4人口減少等の今後の消防に影響を与える要素とその影響、4.1人口減少等に伴う消防需要への影響 より)
- 経過年数が30年以上を超える施設は、機能維持の観点から、維持保全及び更新の必要性が認められます。
- 桜川消防署は、更新まで現状施設を使用する観点から個別修繕などの対応が求められます。
- 今後必要となる維持管理・修繕等
(「消防施設総合管理計画」2消防施設の現状について、2.4今後必要となる維持管理・修繕等 より)

- ・ オーバースライダーシャッター（2.4.1）
 全ての署所の車庫シャッターはオーバースライダーが設置されています。
 消防本部・筑西消防署併用庁舎は電動式シャッターを採用しており、保守点検を実施しています。その他の施設は手動式であり保守点検は実施していませんが、職員が随時目視点検を行っています。
 各施設とも経年劣化によりスプリングやレール等の各種パーツの不具合が発生している状況です。
- ・ 空調設備（2.4.2）
 空調設備が故障している署所もありますが、これらは使用頻度と更新経費を勘案し、更新を見送っている状況です。
 事務室や仮眠室など、業務を行う上で主要となる部屋の空調設備も、多くの署所で更新時期が到来しています。
- ・ 浄化槽（2.4.3）
 浄化槽設備を有する署所は3施設（結城南、真壁及び関城）あり、建設当時から使用しています。業者による定期的な清掃及び法定点検を実施しています。
- ・ ホース乾燥設備（2.4.4）
 筑西消防署のホース乾燥棟は、訓練棟に併設され、電動ウインチを採用していますが、使用頻度も高く故障が多い状態です。
- ・ 外壁塗装及び庁舎防水工事（2.4.5）
 消防本部・筑西消防署併用庁舎は改修規模が大きくなることから、数年に分けて防水工事及び外壁シーリング改修工事を行っています。
 その他の施設も雨漏り等が発生していますが、一度に実施することは困難であることから、優先順位をつけ適宜防水工事、外壁塗装工事を行っています。

（3）施設の整備方針

- 旧耐震基準の署所については、建築年数と耐震診断の結果を踏まえ、対策の優先順位を検討します。
- 「消防施設総合管理計画」に基づき、今後さらに複雑多様化する消防需要に対して、費用対効果に鑑みて柔軟に対応するため、施設の統合などにより各署所に分散配置されている人員、車両等を集約し、現有の消防力を最大限に有効活用することでスケールメリットを発揮し、組織の増強を図ります。なお、検討に際しては、一般財団法人消防防災科学センターが開発した、消防力適正配置システムを活用し、現状の消防力の充足状況や消防需要指標の分布を把握することにより、客観的データに基づいた取組を推進します。

7-2 環境センター

(1) 施設概要

建物名称	敷地面積	延床面積	構造	建築年度	経過年数	耐震対策実施状況
	(㎡)	(㎡)				
環境センター	49,596.74	18,759.86	RC	H15,(2003)	16	新耐震基準
		409.30	RC	H15,(2003)	16	新耐震基準
		2,850.45	RC	H7,(1995)	24	新耐震基準

※ 構造表示 RC:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造、ALC:鉄筋軽量化コンクリート

○ 環境センターは、「ごみ処理施設」、「リサイクルプラザ」及び「し尿処理施設」の3施設とストックヤードで構成され、敷地面積 49,596.74 ㎡、延床面積 22,019.61 ㎡です。

【ごみ処理施設】及び【リサイクルプラザ】

平成 15(2003)年の竣工以来 16 年が経過し、設備の補修工事、修繕、維持管理及び改修工事を実施しています。

【し尿処理施設】

結城市及び筑西市からのし尿等に対する計画処理能力は、日処理 150 k l です。(令和 2(2020)年度の基幹改良工事終了後は 105 k l となる予定です。) 築 24 年が経過し施設の老朽化により機器類などの補修修繕及び維持管理を実施しています。

(2) 施設の課題

【ごみ処理施設】及び【リサイクルプラザ】

築 15 年が経過し、施設の老朽化対策及びごみ処理施設の基幹的設備改良が必要になっています。

筑西広域市町村圏では、今後、循環型社会を実現するため、令和 7(2025)年度において、一般廃棄物等の中間処理量は、50,008 t、総資源化量は 9,094 t、最終処分量は 2,727 tを目指すことから、各施設においては、この目標値に対応できるよう適切な整備が求められます。(循環型社会形成推進地域計画)

【し尿処理施設】

今後、構成市において公共下水道の普及及び合併浄化槽の整備を進めることで、し尿処理施設の令和 7(2025)年搬入量は、目標 30,405k l と設定されています。(循環型社会形成推進地域計画)

長短期的に見て搬入目標に対し影響を与える状況ではありませんが、設備等の老朽化対応が課題となっています。また、築 24 年が経過し、施設についても長寿命化が必要です。

(3) 施設の整備方針

- ごみ処理施設及びリサイクルプラザについては、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」及び「リサイクルプラザ長寿命化総合計画」に基づき設備等の基幹改良工事による延命化を実施します。

【ごみ処理施設】

ごみ処理施設は、平成 15(2003)年度の稼働開始後 15 年以上経過し、施設の老朽化が進行しているため、基幹的設備改良による延命化を図ります。

【リサイクルプラザ】

リサイクルプラザは、平成 15(2003)年度の稼働開始後 15 年以上経過しており、今後、基幹的設備改良による延命化を図ります。令和元(2019)年度に「リサイクルプラザ長寿命化総合計画」を策定、令和 2(2020)年度に基幹的設備改良工事を行う計画とします。改良後の施設においても破砕・選別・保管等の適正処理を行います。

(「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」第 5 章ごみ処理基本計画、第 3 節ごみ処理計画、8. ごみ処理施設整備計画の概要 より)

【し尿処理施設】

し尿処理施設については、「生活排水処理基本計画」及び「環境センターし尿処理施設長寿命化総合計画」に基づき延命化を実施します。

平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度までの 3 か年事業として、基本設計、実施設計及び本工事を実施し、令和 3(2021)年度を工事完了後稼働初年度として、当該年度から 15 年目にあたる令和 17(2035)年度を延命化目標年度とします。

施設の稼働年数、維持管理データの蓄積、延命化対策の効果等を検討しつつ、数年単位で一定の見直しを行うものとします。

(「環境センターし尿処理施設長寿命化計画」第 3 章延命化計画、第 1 節延命化の目標、3. 延命化計画の目標年数の設定 より)

7-3 筑西遊湯館

(1) 施設概要

建物名称	敷地面積	延床面積	構造	建築年度	経過年数	耐震対策実施状況
	(㎡)	(㎡)				
筑西遊湯館	19,183.00	4,760.91	RC・S	H15,(2003)	16	新耐震基準

※ 構造表示 RC:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造、ALC:鉄筋軽量化コンクリート

- 環境センターの余熱(蒸気)を利用した「温水プール」及び「人工温泉」が設置され、その他、「トレーニング施設」が設置されています。

年間 20.3 万人が利用しています。(平成 30(2018)年度)

- 圏域住民のスポーツ及びレクリエーション利用とともに、交流、健康の保持及び増進に活用されています。
- 平成 15 (2003) 年に供用開始してから 16 年が経過したことから老朽化が進み、平成 28 (2016) 年度から平成 29 (2017) 年度において温水プールパネルヒーター更新や蒸気コイル交換などを実施しました。

(2) 施設の課題

- 施設の経過年数は 16 年であり、今後は老朽化により修繕や更新等の費用が増大することが想定されることから、安全性の確保や施設の効率的な修繕更新が必要です。

(3) 施設の整備方針

- 「筑西遊湯館施設修繕計画書」に基づき、耐用年数 30 年に対し供用後 16 年経過した本施設の残り 14 年間のうち、残 10 年間を整備期間、残 4 年間を施設運営上、必要に応じて延命措置を行うことを基本とします。
- ポンプ・ファン類は令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度で年間約 5,000 千円の更新を実施します。「検査により損傷等がみられる設備装置」は補修及び交換を優先的に行い、整備期間内で施工を完了させます。「検査により損傷等がみられる土木建築」は災害・人為等による施設倒壊の危険性は少ないと考え、「検査により損傷等がみられる設備装置」同様、補修及び交換を優先的に行い、整備期間内で施工を完了させます。

7-4 きぬ聖苑

(1) 施設概要

建物名称	敷地面積	延床面積	構造	建築年度	経過年数	耐震対策 実施状況
	(㎡)	(㎡)				
きぬ聖苑(火葬棟、待合棟、斎場棟)	12,043.00	3,170.00	RC	H5,(1993)	26	新耐震基準

※ 構造表示 RC:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造、ALC:鉄筋軽量化コンクリート

- 施設は、火葬棟、待合棟及び斎場棟の 3 棟で構成しています。火葬を行う火葬棟は火葬炉 6 基、告別室 2 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室、遺族が一時的に休憩する待合棟は待合室 4 室、通夜・告別式を行う斎場棟は 108 人収容できる式場、通夜室 2 室、待合室 2 室を備えています。

平成 29 (2017) 年度の火葬場利用件数は 2,665 件、前年比 4.7%増で、ここ 10 年間は増加傾向です。また、斎場利用件数は 723 件、前年比 13.4%減で、民間葬祭場の施設整備が進み、大小さまざまな葬儀プランに対応できていることから減少傾向です。

平成 5 (1993) 年供用開始後、施設の老朽化が進むとともに火葬件数の増加に伴い、施設の老朽化対策と今後の火葬件数に合わせた適正な施設管理が実施できるよう、平成 27 (2015) 年「きぬ聖苑整備基本計画」を策定しました。

(2) 施設の課題

- 「きぬ聖苑整備基本計画」に基づき平成 30 (2018) 年度より、施設の延命化を目的とした建物及び外壁等の補修工事や火葬設備の改修工事を実施していますが、設備・備品等の経年劣化への対応や駐車場整備による安全性の確保が必要です。
- 大規模な葬儀による式場利用が減少傾向にある反面、近親者だけの家族葬など葬儀様式の簡素化が進むと予想されるため、利用者のニーズに沿った落ち着きとやすらぎを感じることができる空間づくりが必要です。

(3) 施設の整備方針

- 「きぬ聖苑整備基本計画」の内容をもとに、引き続き施設の延命化を目的とした建物及び基幹設備の改修工事を実施します。
- 予防保全方式による点検整備を導入するものとして、「施設整備中期実施計画」及び「中期計画に基づく各年次点検整備計画」を作成し、今後も計画的に施設の点検・整備を図ります。

8. 本計画の推進体制

8-1 取組体制の構築

本計画は、構成市の予算に大きく関係することから、事業優先順位の決定や効率的な予算配分などについて、構成市の担当課と密接に連携を図ります。

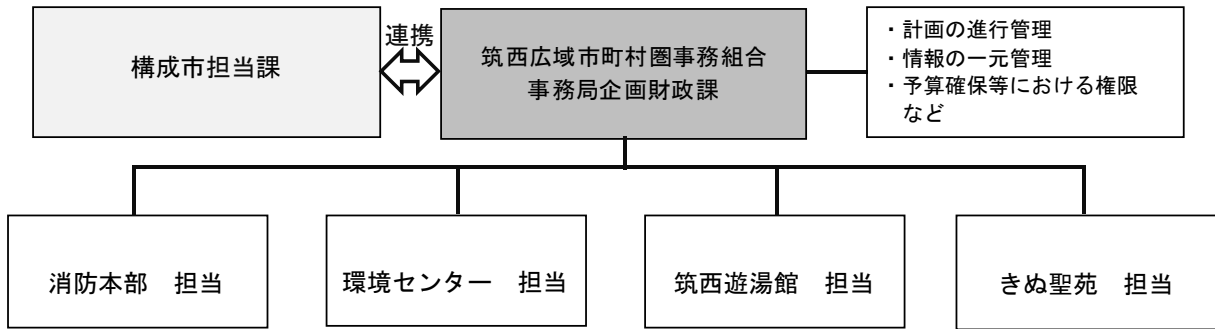


図 8-1 本計画の推進体制

8-2 情報基盤の整備・情報共有の方策

(1) 情報の一元管理

本組合所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を事務局が集約し、滞りなく情報を更新することにより、常に最新の状態に保ちながら組合内だけでなく、構成市との間での情報共有を図ります。

(2) 構成市の住民との情報共有

本組合が保有する公共施設の維持管理や運営を、本計画に基づき、的確に推進していくためには、住民に対して施設に関する情報や問題意識を共有することが重要です。施設に関する情報について、住民向けにはホームページ上などで公表し、情報の共有化を図ります。

8-3 フォローアップの実施方針

本計画に基づき実施する点検・診断、維持管理・更新及び個別施設計画策定等の状況を踏まえ、計画の進捗や効果等について検証し、改善点等のフィードバックを行う、PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルによるフォローアップを図ります。

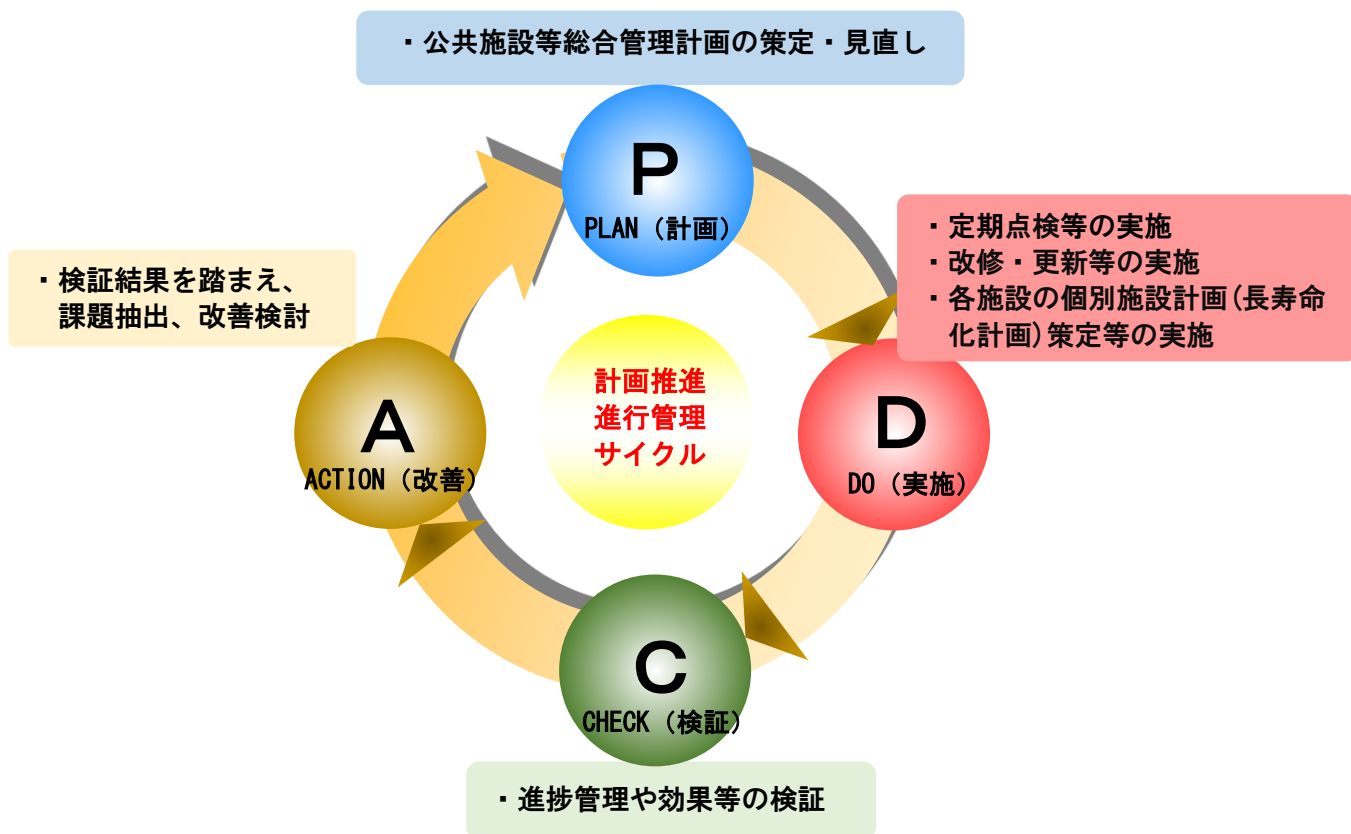


図8-2 フォローアップの実施イメージ

筑西広域市町村圏事務組合
公共施設等総合管理計画

発行年月 令和2年3月

発行 筑西広域市町村圏事務組合

編集 筑西広域市町村圏事務組合 企画財政課

〒308-0803 茨城県筑西市直井 1076

TEL : 0296-22-7979

FAX : 0296-22-7386

E-mail : ji-kikaku@tikusei.or.jp